

IV 給付に関すること

Q1 信用金庫年金は何歳から受けられますか？

A1 基本年金のうち代行部分は国の老齢厚生年金の報酬比例部分*を代行しているため、国と同様に生年月日により60～65歳から受けられます。

なお、基金独自の上乘せ年金（基本年金のうち付加部分、DB加算年金、CB加算年金）は当基金に加入している事業所を退職していれば60歳から受けられます。

*報酬比例部分：年金額が加入期間中の報酬及び厚生年金のある会社で働いた加入期間によって決まる部分

※平成13年3月31日以前に当基金の受給権を取得している方は、60歳から受けられます。

※代行部分の支給開始年齢は「信用金庫年金のしくみに関すること」の回答の2頁参照。



Q2 信用金庫年金から支給される年金に物価スライドはありますか？

A2 当基金の年金は物価スライドしません。基本年金のうち代行部分は物価スライドの対象となりますが、スライド分の財源は国に納付しているため、物価スライド分は国の年金に含まれます。

Q3 遺族年金や障害年金を受給している場合、信用金庫年金の年金はどうなりますか？

A3 国の遺族厚生年金または障害厚生年金を受給していても、当基金の基本年金は全額支給されます。

なお、当基金の年金受給開始後に遺族厚生年金や障害厚生年金の受給者となった場合は、当基金にご連絡ください。